身寄りのない高齢者等の公営住宅の入居に係る課題に関する情報収集

～保証人、残置物処理を中心として～

くらしの中に 総務省

東北管区行政評価局
令和８年11月20日

情報収集の背景

東北管区行政評価局では、**宮城県災害復興支援士業連絡会**（※）と行政課題に関する意見交換、災害対応に関する勉強会への参加等を行っており、その中で、

「災害公営住宅への入居に当たり連帯保証人を求められたものの、見つけることができず入居できなかった事例があった。」

との課題認識が示された。

（※）総務省行政評価局では、大規模災害が発生した場合に着実に行政相談活動を実施できる体制の整備を進めており、その一環として、当局では、令和７年３月に同連絡会（仙台弁護士会、宮城県司法書士会等14団体で構成）と**災害時の特別行政相談活動に関する連携協定を締結。**この協定締結をきっかけに、行政課題に関する意見交換、災害対応に関する勉強会への参加等を行っている。

当局の行政相談にも、

「公営住宅に入居したいが、**保証人が確保できないため、申し込むことができない。**」

「公営住宅の入居募集に当選したが、**保証人が確保できないため、辞退を迫られている。**」

といった相談が寄せられている。



事業主体（※）に公営住宅の保証人に関する規定の見直しについて情報収集する中で、保証人を求める理由のひとつとして、**公営住宅で身寄りがなく亡くなった方の家財等の残置物の処理に関する課題**も挙げられたことから、併せて事業主体等の残置物処理に関する取組を把握

（※） 公営住宅の供給を行う地方公共団体をいう。以下同じ。



情報収集結果とその結果を踏まえた対応

公営住宅入居時の**保証人**については、**①緊急時の連絡、②家賃滞納、③亡くなった場合の残置物の処理**等に関する懸念から廃止が難しいとする事業主体がみられる。

これに関し、保証人を廃止した事業主体では、**①緊急連絡人の確保、②家賃滞納者に対する福祉部局による訪問支援の実施、③残置物処理に関する方針の策定**等により対応している。

また、**残置物処理**については、入居者の高齢化に伴ってその対応が課題になっている中、**①残置物処理に係る同意書**（※）**の任意提出、②相続財産清算人制度の利用等**の取組を行っている事業主体もみられる。

（※） 単身入居者の死亡後、法定相続人が不存在の場合などに残置物の所有権を放棄し事業主体が処理することに事前同意する書面のことをいう。

さらに、情報収集した事業主体からは、**他の事業主体での取組について情報提供を求める声**あり。

事業主体の業務の参考としていただくため、当局では以下の取組を実施

- 事業主体に対し取組例を周知
- 東北地方整備局とも連携し、会議等の機会を通じて事例提供

【本件連絡先】総務省東北管区行政評価局　評価監視部第４評価監視官室　加城、北、西山　　電話：022-262-9249